経済産業省

中小企業の現況と
今後の資金繰り支援等について

2024年12月11日

中小企業庁　事業環境部　金融課

1.　中小企業の現況

2.　今後の中小企業向け資金繰り支援

3.　経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

中小企業の業況判断DI

- 宿泊・飲食サービス業を含め、中小企業の**業況は**（コロナ禍と比較すると）**概ね良好な水準まで回復。**

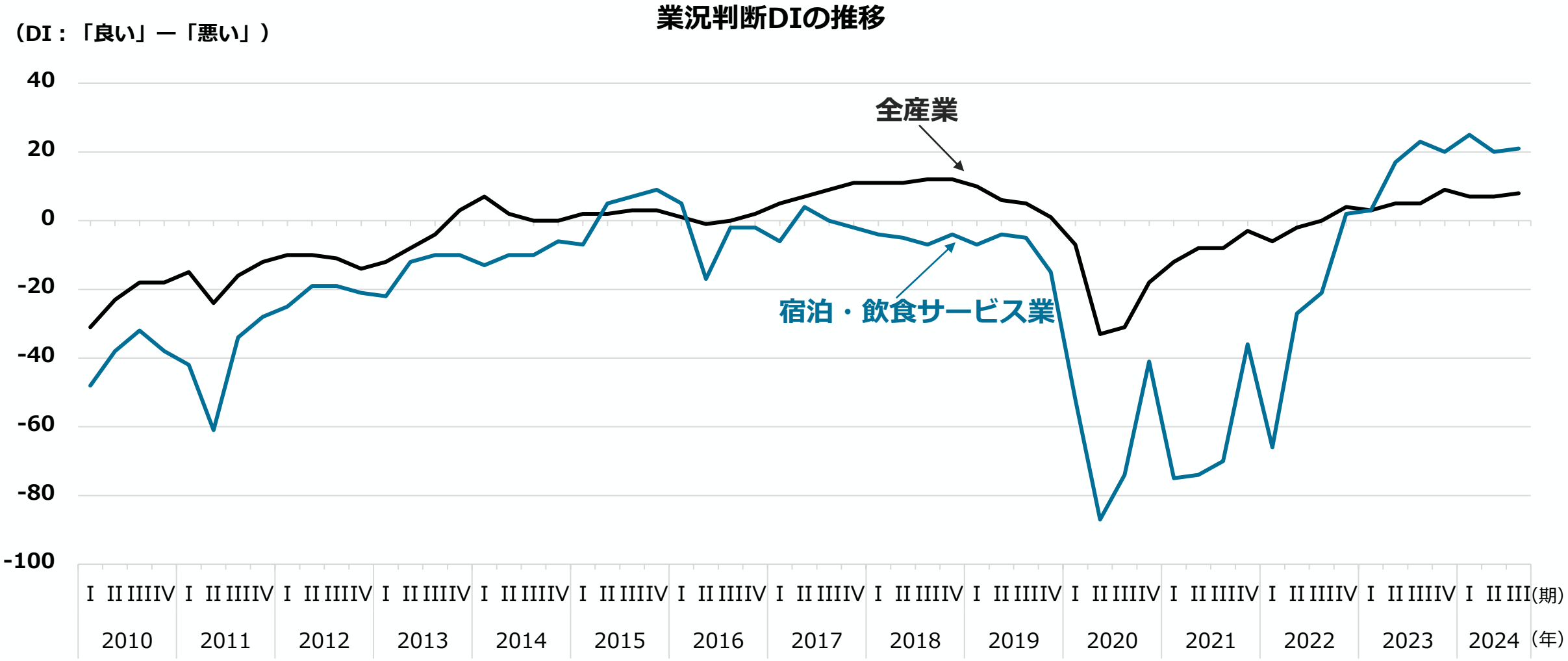

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」2024年10月１日公表より作成。

中小企業の資金繰りDI

- 中小企業の**資金繰りも**（コロナ禍と比較すると）**概ね良好な水準まで回復。**

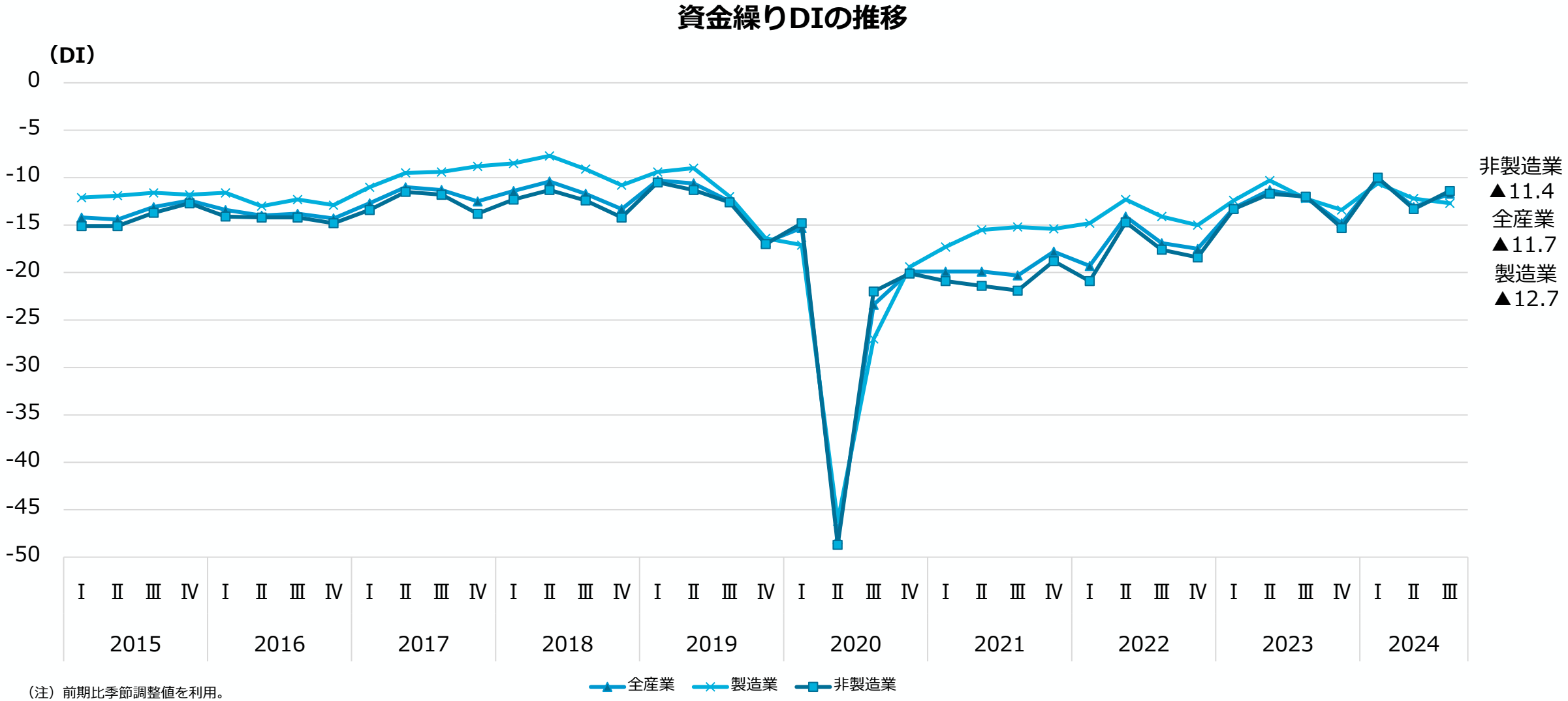

（注）前期比季節調整値を利用。

（出所）中小企業基盤整備機構「第177回中小企業景況調査」より作成。

経営上の問題点の推移

- 当面の経営上の問題点について、コロナ禍と比較して、直近でも「売上・受注の停滞、減少」が最も多いものの、「求人難」、「原材料高」の割合が増加傾向にある。

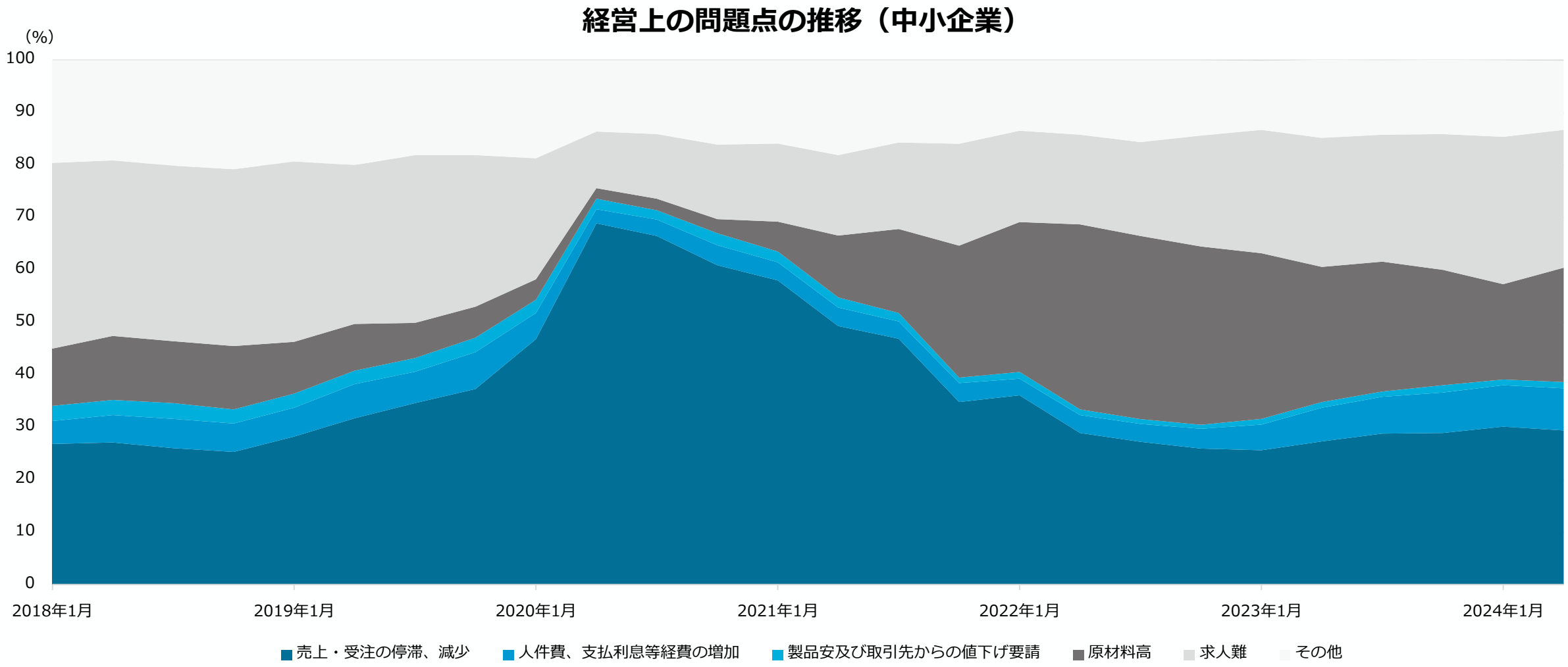

（注）ここでいう「中小企業」とは、（株）日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業をいう。

（出所）（株）日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査（中小企業編）」。

業種別の課題

- 業種ごとの濃淡はあるものの、一様に人件費・人手不足の課題が増加傾向、特に製造業においては直近の増加が著しい。
- 人手確保のためにも、付加価値の向上が必要となるが、そのために必要な投資資金の需要の増加が見込まれる。

経営環境において直面している課題（上位３課題）【業種別】

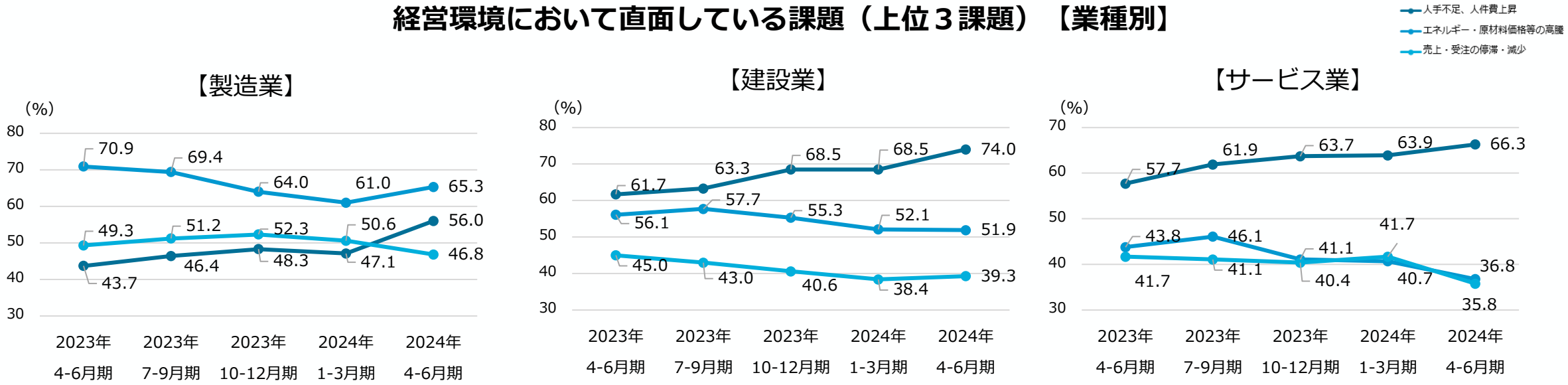

資金繰り課題の特徴（業種毎）

（製造業）
- 足下で人件費・人手確保の課題が顕著に増加しつつある。
- DXや省力化のための投資を行い、人手不足にも対応しつつ、付加価値を上げる投資も必要。

（建設業）
- 足下で人件費・人手確保の課題がさらに増加しつつある。
- 賃上げをはじめとした労働者の処遇改善の他、DXや省力化のための投資が必要。
- 支払い先行型のため、金融機関からの資金調達が必要。

（サービス業）
- 足下で人件費・人手確保の課題がさらに増加しつつある。
- 労働者の処遇改善の他、DXや省力化のための投資が必要。
- 特に宿泊業については、装置産業的な側面が強いため、自己資本の増強に資する資金調達が必要。

（上図出所）日本政策金融公庫「第221回 信用保証利用企業動向調査」
（下図出所）金融機関等の担当者へのヒアリングにより作成

倒産動向

- 2023年度の倒産件数は、2014年度以来、**９年ぶりに9,000件台に増加**し、前年度比で**32%増**。
- **2024年10月の倒産件数は909件**（前年同月比15%増）。なお、前々月（2024年8月）は、29ヶ月ぶりに前年同月を下回ったものの、物価高や人件費上昇等のコストアップ要因、金利動向等も踏まえて今後の動向を注視する必要あり。

倒産件数の推移（2024年10月時点）

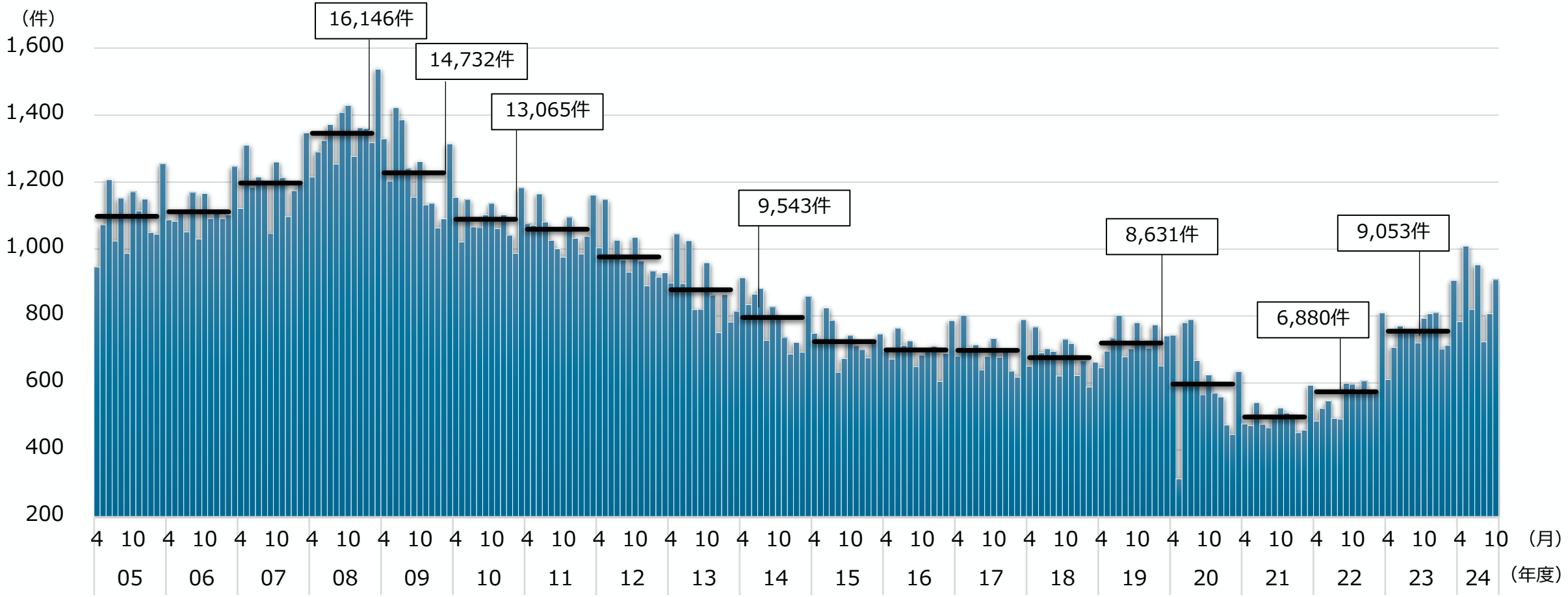

（出所）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産の要因分析

- 東京商工リサーチ・帝国データバンクの調査によると、倒産件数全体のうち、**「民間ゼロゼロ・日本公庫無利子融資」を受けた事業者が倒産した件数は1割未満。**
- なお、業種別では、**建設業が全体の約2割で最も多く、飲食業は約1割、宿泊業は１％（11件）**に留まっている。規模別では、**従業員10人未満が約9割。** ※東京商工リサーチ、2024年10月

ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2024年10月時点）

※東京商工リサーチ

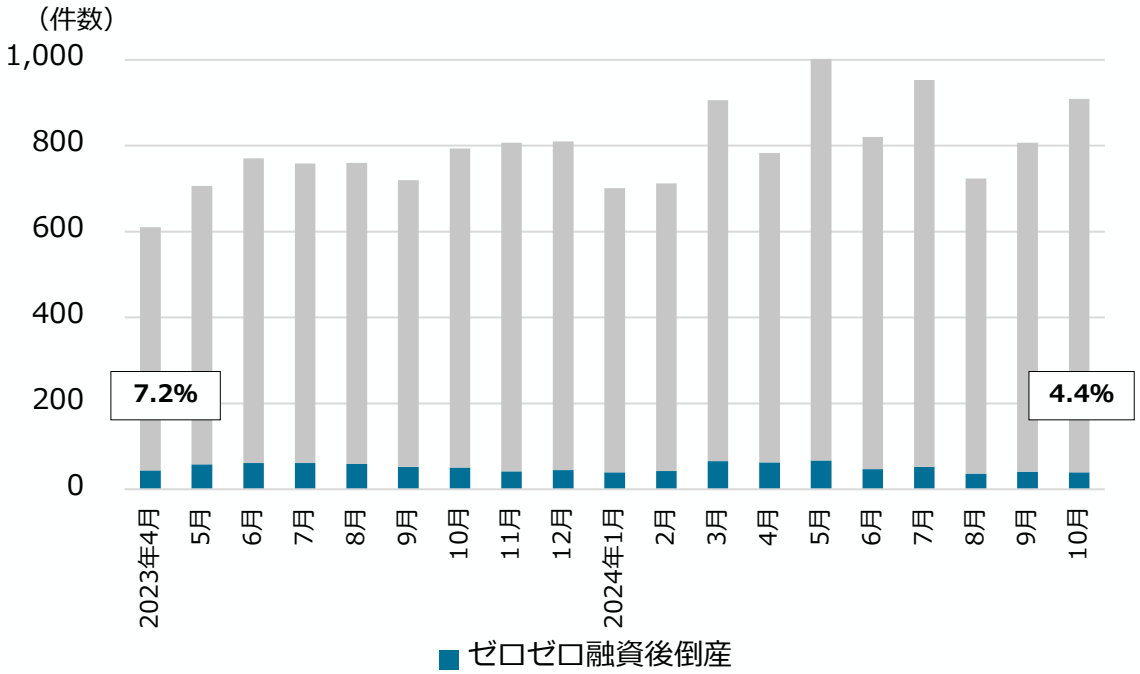

ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2024年10月時点）

※帝国データバンク

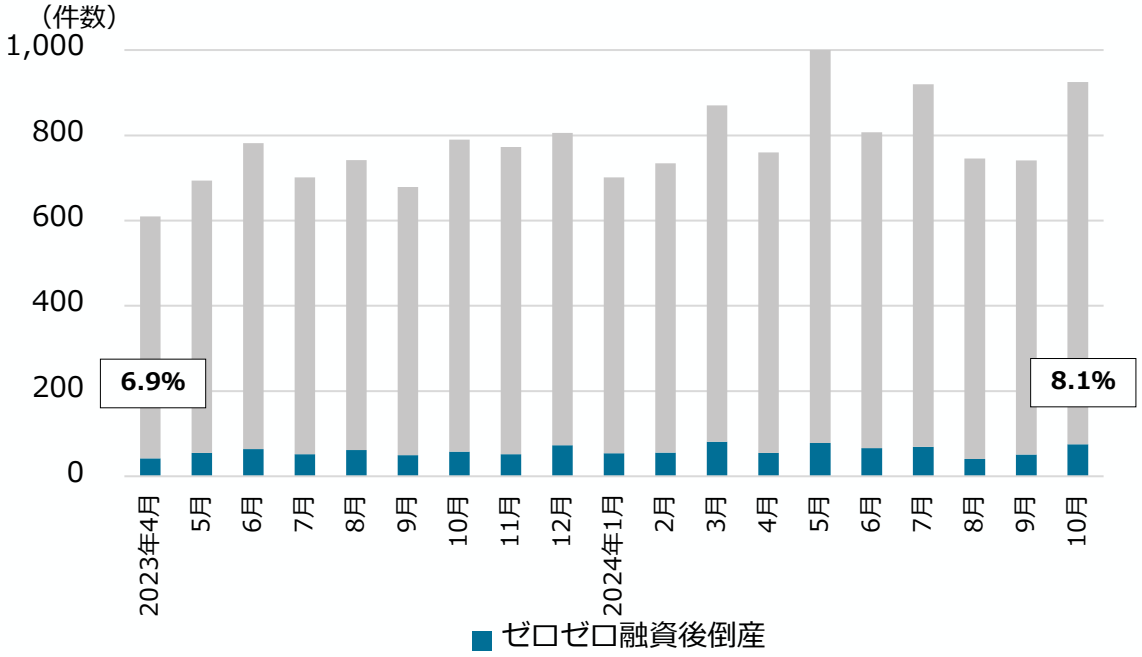

（注）負債総額1,000万円以上の法的倒産及び私的倒産（協議会やGLによる私的整理は除く）。
（出所）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

（注）負債総額1,000万円以上の法的倒産。
（出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

信用保証協会の代位弁済率（件数・金額ベース）の推移

- 信用保証協会の**代位弁済率**（協会が中小企業に代わって弁済した割合）**はコロナ前の水準に到達**しつつあるものの、**リーマンショック時と比較すると低位**。また、足下の代位弁済案件は、コロナ前から業況が厳しかった先が多いと見られる。

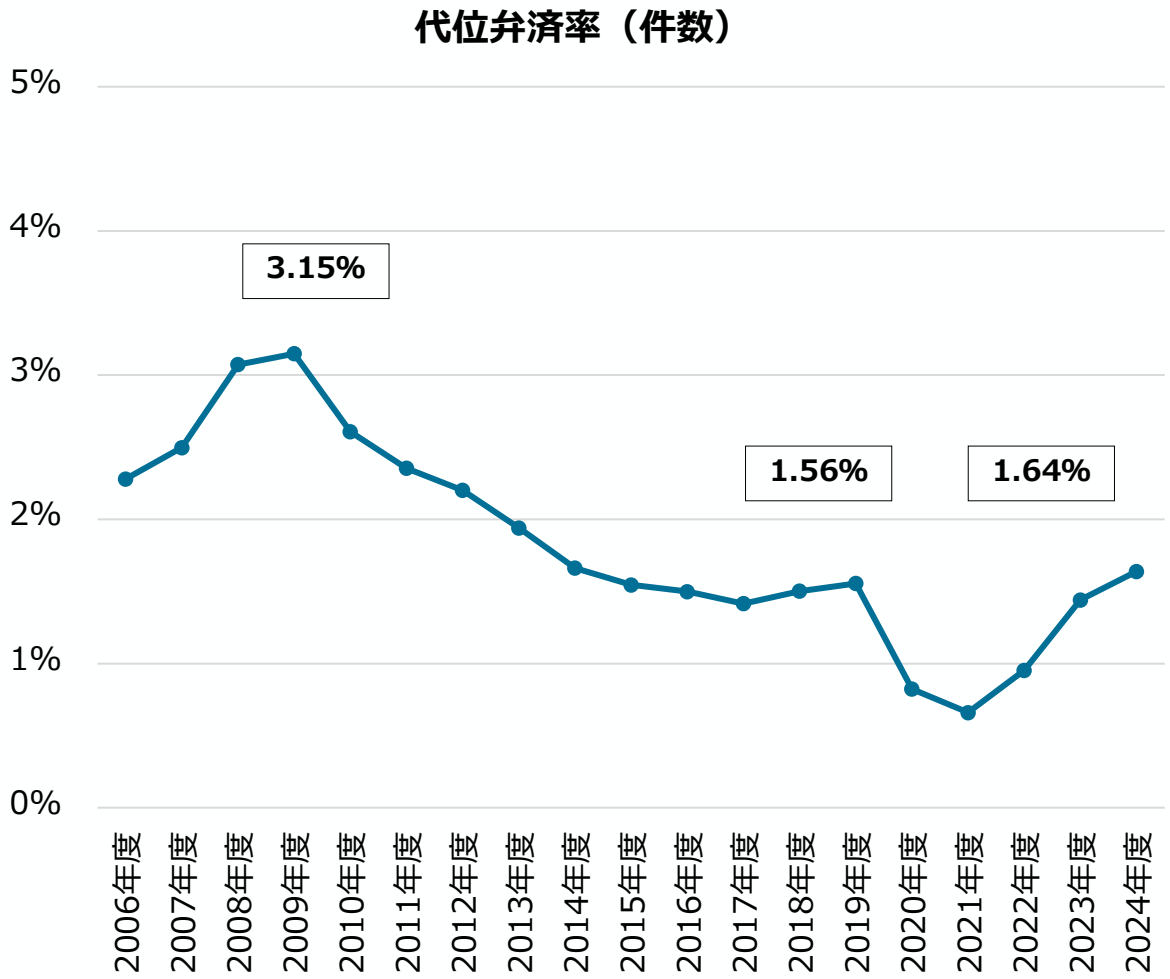

（注）代位弁済率（件数）は、各年度の保証債務平均残件数に対する各年度の代位弁済件数の割合（平残代位弁済率）。
なお、2024年度データは2024年7月の代位弁済件数が2024年度中継続したと仮定して推計。
（出所）全国信用保証協会連合会より

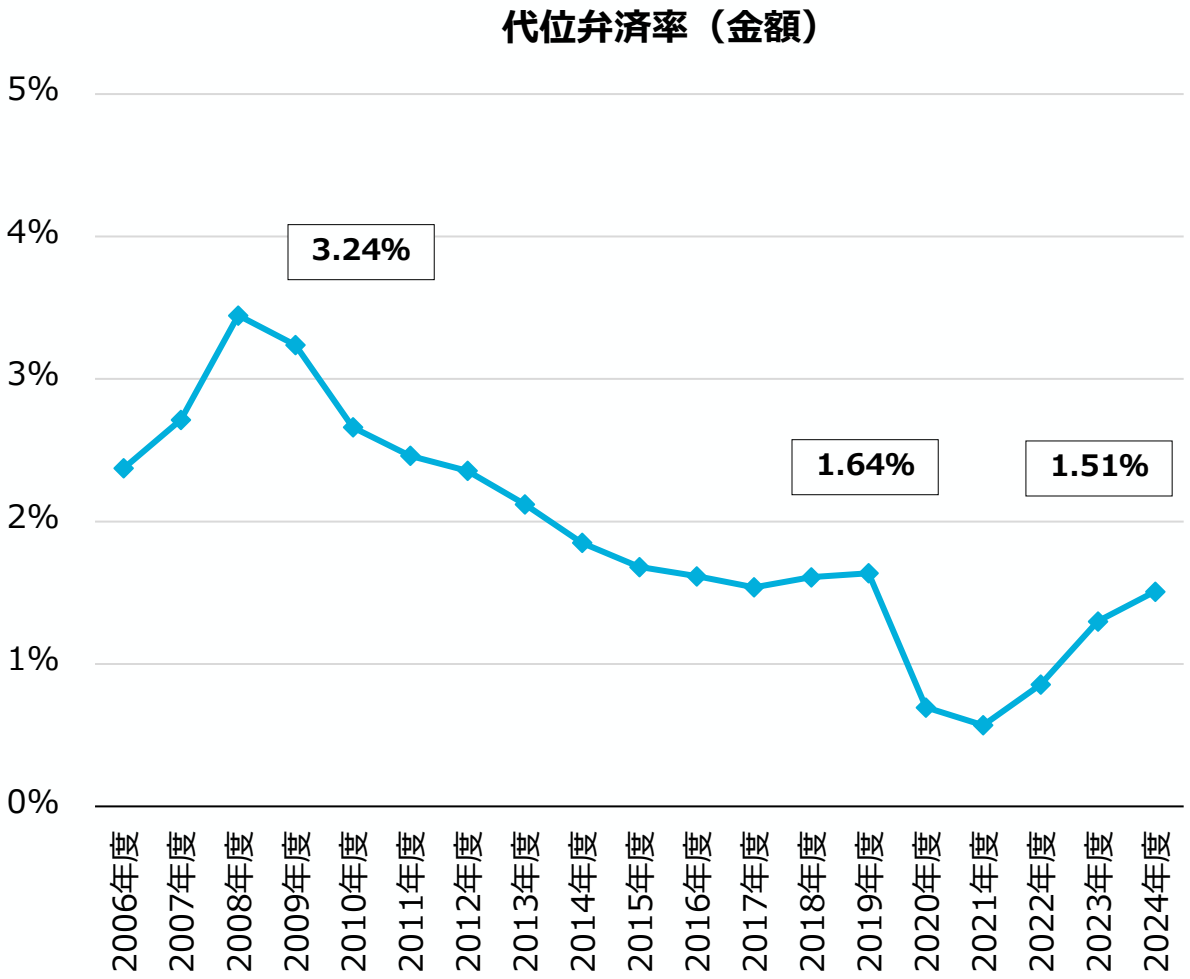

（注）代位弁済率（金額）は、各年度の保証債務平均残高に対する各年度の代位弁済金額の割合（平残代位弁済率）。なお、2024年度データは2024年7月の代位弁済金額が2024年度中継続したと仮定して推計。

（参考）足下の代位弁済先は、コロナ前から厳しい状況

- ①「**足下の代位弁済先**」と②「現在も信用保証を利用している先」のコロナ前決算に係るＣＲＤ（信用リスク情報データベース）区分の構成比を比較すると、①代位弁済先は、コロナ前に1-3区分であった割合が３割程度高く、**コロナ前から業況が厳しかった先が多い**と見られる。
- また、**足下の代位弁済構成比はコロナ前の構成比と大きな差はない。**

代位弁済先と保証利用先のCRD区分構成比の差

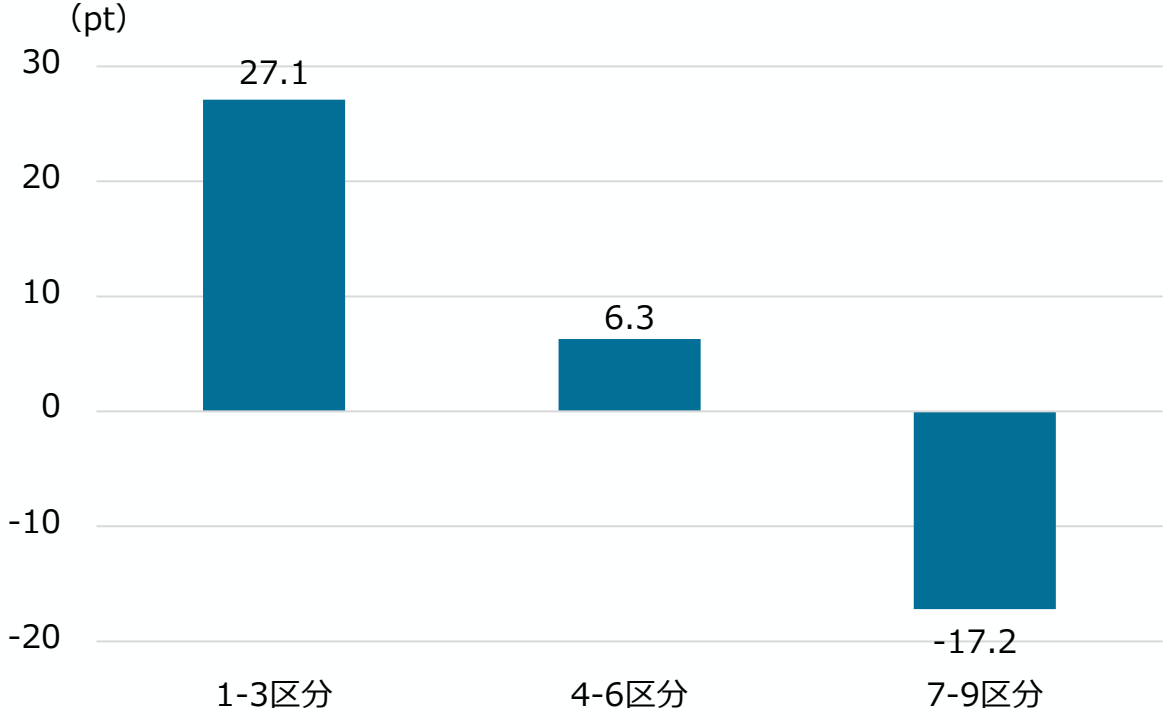

（注）CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。
（注）コロナ前（2020年1月末以前）決算に基づき、2020年度に承諾された保証（根保証更新及びCRD区分不明を除く）について、2024年4月～6月に代位弁済したもの及び2024年6月末に利用中である（保証債務残高を有する）ものについてのCRD区分構成比を集計し、その差を算出したもの。
（出所）全国信用保証協会連合会より

足下とコロナ前の代位弁済構成比の差

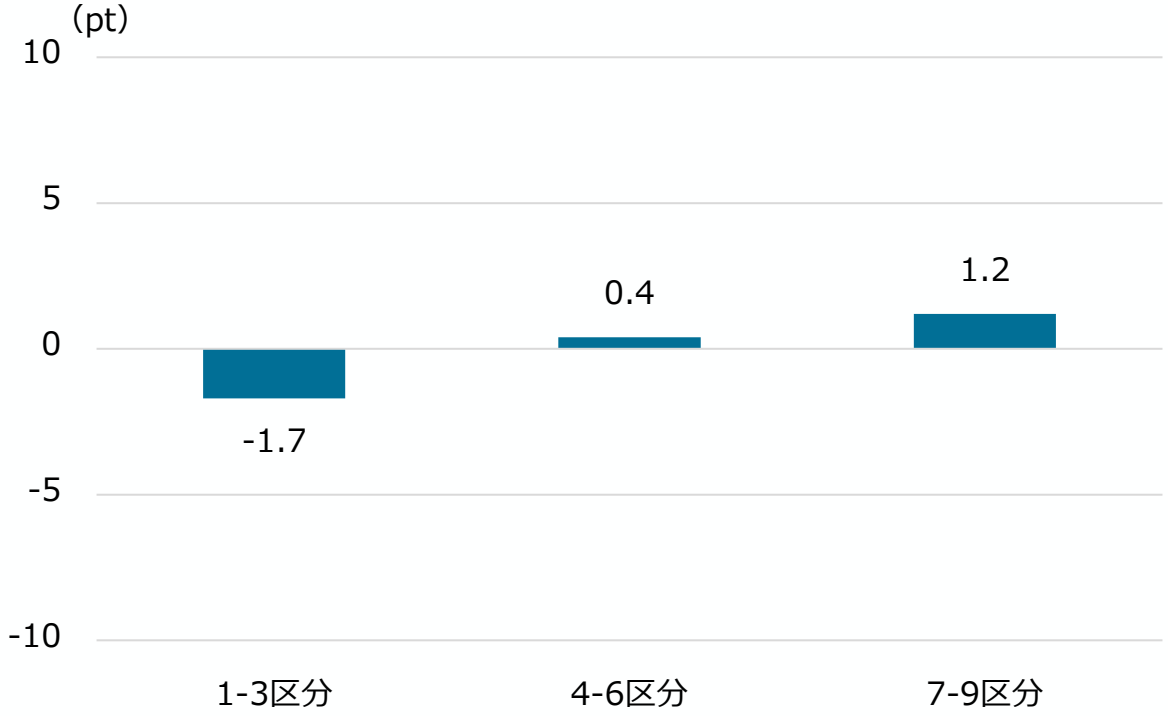

（注）CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。
（注）コロナ前（2019年度）における代位弁済先と2024年4月～6月の代位弁済先ついてのCRD区分構成比を集計し、その差を算出したもの。

1.　中小企業の現況

2.　今後の中小企業向け資金繰り支援

3.　経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

今後の中小企業向け資金繰り支援の全体像（2025年1月～）

12月末　2月末～3月中旬　3月末　6月

民間金融機関（信用保証制度）

① **経営改善サポート保証（コロナ対応）**
（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年）

3ヶ月程度の延長

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援型）
（100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、上限2.8億円、保証期間15年）

② **コロナ借換保証**（石川県内一部地域でのみ継続中）
（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年）

３ヶ月の延長

③ **プロパー融資を引き出す保証制度（仮称）**
（80%保証、保証料引下げ、上限2.8億円、保証期間10年）

政府系金融機関

④ **日本公庫等のコロナ特別貸付**
（売上▲5%等　災害貸付金利を適用）

※終了。ただし、借換に対応可能な制度を措置
（限度額20億円、貸付期間20年、基準金利を適用）。

⑤ **日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン**
（適用利率2.95%等、限度額15億円）

２ヶ月延長

日本公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充
（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、
適用利率見直し、限度額の拡充（10億円→15億円））

⑥ **日本公庫等のセーフティネット貸付**
（利益率▲5%→金利▲0.4%）
※資材費等の価格高騰対策として実施

３ヶ月の延長

（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

今後の中小企業向け資金繰り支援について（2025年1月～）

➢ コロナからの社会経済活動の正常化が進む中、**経営上の課題は、売上減少から、人手不足・賃上げ・原材料費高騰等への対応にシフト**していることから、各種資金繰り支援策についても、**経営改善・再生**はもちろん、**成長促進**も含めて、多岐にわたる経営課題に対応できるよう見直していく。

① コロナ禍で措置した**「経営改善サポート保証（コロナ対応）」は、2025年３月まで延長し、その終了後は新たに措置する予定の「経営改善・再生強化型」を活用**し、経営改善・再生計画を策定した上での借換を支援。

② **能登半島地震の影響が残る地域**（※石川県内一部地域）においては、**「コロナ借換保証」を2025年３月まで継続。**

③ 新たに措置する**「プロパー融資を引き出す保証制度」（仮称）**により、人手不足に対応する省力化投資など、多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援。

④ 日本公庫等の**「コロナ特別貸付」は、2024年12月で終了後**、その用途の多くが借換えであることを踏まえて**新たに創設する「危機対応後経営安定貸付」で支援。小規模事業者**に対しては、コロナ前から措置している**「小口零細企業保証」**（100%保証）を活用し、借換等を支援。

⑤ 日本公庫等の**「コロナ資本性劣後ローン」は、2025年２月まで延長**し、その終了後に**「通常資本性劣後ローン」**について、**省力化投資に取り組む事業者を対象に追加する等の見直し**を行い、事業者の成長を支援。

⑥ **資材費等の価格高騰対策**として実施している日本公庫等の**「セーフティネット貸付**（利益率▲5%→金利▲0.4%）**」**は、**2025年３月まで継続。**

（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

（参考）令和6年能登半島地震の金融支援について

	日本公庫による貸付 （**別枠**で融資が受けられる）	**災害関係保証**（100%保証、一般保証・セーフティネット保証とは別枠の3階建て、保証限度額2.8億円）	民間ゼロゼロ融資の**リスケ時の追加保証料ゼロ**	**コロナ借換保証**利用に必要な**計画書作成の猶予**	**コロナ資本性劣後ローン**について、黒字金利適用事業者も**時限的に赤字金利**適用	**二重債務対策** （能登半島地震復興支援ファンドを活用した債権買取等）
石川県 （災害救助法適用地域）	【特別貸付】 融資限度額 中小：3億円 国民：0.6億円 ● 直接被害：**3年間**の金利※1**0.9%引下げ**。利下げ**上限は中小１億円・国民３千万円** （停電等による在庫被害も対象） ● 間接被害：利下げ措置無し。金利は一律※1 ● その他被害：利下げ措置無し。金利は国民2.30%、中小1.65%等※2 （注）直接被害以外については、災害救助法適用地域の４県に限定せず。	直接被害※3 （在庫被害も対象） ＋ コロナ借換保証（伴走支援型特別保証）の対象に災害関係保証を追加 →**保証料率は0.2%まで引下げ**	直接被害	直接被害	直接被害	石川県に組成 4/1より相談受付を開始
富山県 福井県 新潟県 （災害救助法適用地域）			－	－	－	－
実績	1,074件、約108.7億円 （2024年10月末時点）	169件、約31.4億円 （2024年10月末時点）	155件			4/1～10/31 217件※対面相談件数

※１：期間5年の場合、国民、中小ともに1.65%（2024年12月時点）　※２：貸付期間５年の場合、担保の有無などによって金利は異なる（2024年12月時点）
※３：間接被害・風評被害については、セーフティネット保証４号は利用可

○そのほか、官民金融機関等に対し、条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を要請(3/8)

中小企業・小規模事業者向け支援施策の状況

- 先般の豪雨災害に対しても、「能登半島地震と同水準の支援」を措置。具体的には、なりわい補助金、持続化補助金、伝統的工芸品産業支援補助金それぞれについて、大雨被害も支援の対象に追加し、１０月中に申請受付等を開始。
- 今般の補正予算においても、なりわい補助金等について必要十分な支援を措置。

【なりわい再建】
- ✓ なりわい補助金：666件交付決定（4県）、随時公募中
- ✓ 小規模事業者持続化補助金：2,270件採択（4県） 6次公募準備中
- ✓ 商店街支援：[イベント等]：118件採択（4県）
  [施設等復旧]：16件交付決定（3県）
- ✓ 仮設施設整備支援：仮設宿泊施設（空港、珠洲市、穴水町）
  仮設商店街整備（七尾市、珠洲市、穴水町等）
- ✓ 金融支援：日本公庫金利引き下げ、災害関係保証 等

【官民ファンドを通じた対応】
- ✓ いわゆる二重債務問題に対応するため、既往債務に係る債権買取や出資を実施すべく、中小機構、REVIC等が出資する、100億円規模のファンドを設立。
- ✓ 4/1にファンドの相談窓口である「能登産業復興相談センター」を七尾商工会議所内に開設。[相談件数:217件]
  輪島市の「のと里山空港」内にもサテライトオフィスを開設。

【クラウドファンディング支援等】※中小機構による対応
- ✓ クラウドファンディング
- ✓ ビジネスマッチング支援（ジェグテック） ：相談対応1,008件
- ✓ 復興支援アドバイザー派遣：派遣件数321件
- ✓ 復興応援フェアの開催（物産展）等：出展事業者：155者

【伝統産業の復興】
- ✓ 仮設工房：第1弾・第2弾※・第3弾・第4弾・第5弾 稼働中
  ※第2弾の7室が大雨で床上浸水等の被害
  第6弾・第7弾 整備中
- ✓ 伝統的工芸品補助：231件採択、R6年度第2回公募実施中
- ✓ 外交や在外公館を活用したＰＲ

【観光産業の復興】
- ✓ 将来の「まちづくり」も視野に入れた総合的な対応
- ✓ 金融支援、ハンズオン支援

輪島塗仮設工房
稼働中 第1弾(4/1～)、第2弾(8/3～)※
第3弾(9/13～)、第4弾(10/19～)
第5弾(9/20～)
（※7室が大雨被害。現在、復旧準備中）
整備中 第6弾・第7弾(12月稼働予定)

仮設宿泊施設
稼働中 空港(6/30～)
珠洲(8/1～)
穴水町(8/31～)

能登産業復興相談センター
サテライトオフィス開所(6/3)

全国から
経営指導員集結
（能登事業者支援センター）

輪島塗関係

出張輪島朝市の様子

日米首脳会談での贈答品

仮設商店街
稼働中 輪島市(4箇所)
七尾市(1箇所)
珠洲市(1箇所)
志賀町(2箇所)
穴水町(1箇所)
整備中 七尾市(1箇所)
輪島市(1箇所)
珠洲市(1箇所)

和倉温泉復興
能登産業復興相談センター(4/1)

説明会の開催（各地）
（計60回、延べ約6,100人参加）

【支援体制強化】
- ・実務者ワーキンググループの開催
- ・全国から商工会議所・商工会経営指導員の応援派遣
- ・石川県との連携支援体制の強化（協定の強化・更新）
- ・中小企業復興機動チーム（中小機構）

【工業用水の復旧】 （新潟県、富山県）
- ✓ 工業用水道施設の復旧支援：
  支援箇所６件（全て復旧済）

能登半島地震にかかる特別相談窓口への相談件数 合計約6,200件。うち石川県3,400件。

能登の大雨被害に対するなりわい再建支援について

なりわい補助金

中堅・中小・小規模事業者向け

・店舗・工場の修繕・建替

・製造設備の入替

・業務用車両の買替　など

補助上限：15億円（3/4等）

石川県：２２０件交付決定

１０月１５日から申請受付開始

持続化補助金（災害支援枠）

小規模事業者向け

・販路再開のための展示会への出展

・新商品開発のための設備投資　など

補助上限：200万円（2/3等）

石川県：1,660件採択決定

１０月１０日に次回公募アナウンス

伝統的工芸品産業支援補助金

伝統的工芸品の製造事業者等向け

・設備・機器（窯、ろくろ、道具等）などの購入費、修繕費

・製造再開するために必要な原材料の購入費等

補助上限：1000万円（3/4）

石川県：２１４件採択

１０月３１日に公募開始

地震で被害を受けた方々が再度大雨で被害を受けた場合、今般の大雨被害のみの場合、いずれも支援の対象に追加

※資金繰り支援についても、大雨被害を受けた事業者についても能登地震特別貸付の対象とする。

1.　中小企業の現況

2.　今後の中小企業向け資金繰り支援

3.　経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の更なる促進

- ポスコロ事業は、早期の経営改善への取組を後押しすべく、**資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった経営改善計画策定の支援をする**制度。
- 融資総額4,000万円以下の範囲内で、**保証債務残高が2,000～4,000万円も対象となるよう要件を拡大**した上、**実施期間を2028年1月まで延長**。民間金融機関が本制度を活用することにより、**民間金融機関の経営改善支援を行う体制が整備され**、制度終了後も同様の**取組が定着することを強く期待**。

	改正後	改正前
実施期間	**2025年2月～2028年1月**	2024年2月～2025年1月
補助額	上限15万円（計画策定費用の2/3のみ）	
伴走支援	３年間（注1）	
対象事業者	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること ③ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する**融資総額が4,000万円以下**であり、そのうち民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高割合が50%以上であること。	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高の２倍以内であること

（注１） 早期経営改善計画の策定日から最初の決算期を起算日（０期）とし、以降1年間の決算期（金融機関の場合３年間）まで。
（注２） 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分　を含んだ融資残高とする。
（注３） 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。
（注４） 融資総額には、手形・でんさい等の割引及び支払承諾の残高は含みません。また、当座貸越等の極度貸付における未使用分の残高（空き枠）は、融資総額に含みません。
※融資総額は、いわゆる当座貸越・手形貸付・証書貸付（及びそれに準じる融資）における実際に貸し付けている残高の総額です。

中小企業活性化協議会における再チャレンジ支援の拡充

- 事業者の決断を後押しし、経営者保証ガイドライン（経保GL）の活用を促進するため、経営者等の保証人について経保GL活用の見込み等がある案件については、主たる債務者である**法人の破産に係る費用等について一部協議会が負担**する。
- 具体的には、**協議会が紹介した弁護士**との**主債務の法的整理**及び**経保GLを活用した保証人の保証債務整理に係る相談費用を3回まで協議会が負担**するほか、一定の要件のもと、**法人破産及び経保GLに係る保証債務整理に係る各種手続費用・専門家費用等の一部を協議会が負担**する。
- また、保証債務整理支援（単独型）における外部専門家の謝金についても、**99万円要件の明確化・一部緩和**を行う。

（※)なお、本拡充措置は、令和6年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもあります。

<table>
<tr><th></th><th>主債務（法人）</th><th>保証債務（経営者等）</th></tr>
<tr><td>一体型</td><td colspan="2">廃業型私的整理（中小版ガイドライン）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">単独型</td><td>破産・特別清算
相談料（弁護士謝金：3回まで）</td><td>経営者保証ガイドライン
外部専門家費用（従前から措置）</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人破産及び経保GLを活用した保証債務整理に係る各種手続・専門家費用
（一律20万円）</td></tr>
</table>